

災害見舞金等に関する規則

口大野区

(目 的)

第1条 この規則は、自然災害などにより被害を受けた区民の世帯主に対する災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給について定める。

(定 義)

第2条 この規則に定める用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の自然災害及び火災、爆発などによる被害をいう。
- (2) 被害 災害により住家が被災したことをいう。
- (3) 住家 人が起居できる設備のある建物又は現に人が居住のために使用している建物で、被災時に当区域内に住所を有していた建物をいう。

(災害見舞金の支給)

第3条 区長は、定義に定めるところにより被災区民の1世帯に対し、見舞金を支給することができる。

- 2 区内の50棟以上の住家に被害が発生した場合または、災害救助法の適用を受けたとき見舞金は支給しない。
- 3 被災者又は見舞金の支給を受けようとする者の故意または、重大な過失により災害が発生したとき。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の1災害による1世帯当たりの額は、次の各号の被災状況をもって決定する。

- (1) 住家が全壊した場合、30千円。
 - (2) 住家が2/3以上被災した場合、20千円。
 - (3) 住家が1/3以上被災した場合、10千円。
 - (4) 住家が被災し前各号に満たない場合、5千円。
- 2 前項各号に定める被災状況は、町内会長会議でこれを決定する。

(附則)

この規則は、平成10年12月16日から適用する。(町内会町会議議決事項)

(附則)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。